

あ
い
や

第十二号



全

10日

童美展のスナップ

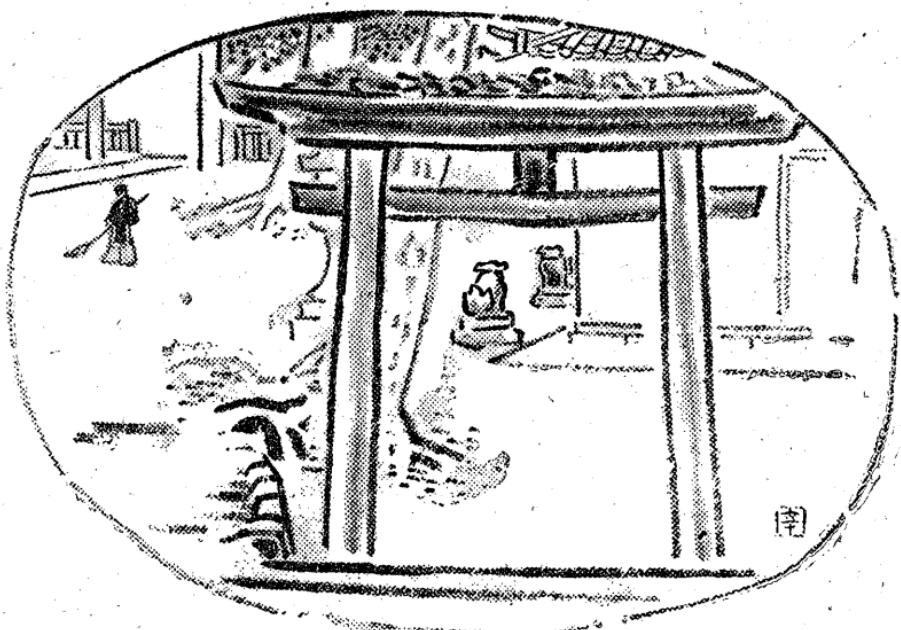


美術協会賞を得た「登校の道」

一阪 井 義 己 君

入選の立体作品のとりぐ





あしや 第十二号 目次

市政メモ	2
「芦屋市をよくするための私の希望」	2
六甲水と酒水	故福原会下山人 8
市教育委員会の発足	10
市議会と委員会	11
地方税と市民税	税務課 12
芦屋郷土誌(五)	細川道草 16
国勢調査の結果	企画課 22
各課だより	24
芦屋工業会	経済課 25
越年三大運動	27
国際文化住宅建設法案の可決	27
俳句、詠詩	28
編集後記	

市民の意識にきく

ことは市制十周年に相当し、又合併問題も一応落着した所なので、この機会に市では一般市民がわが芦屋を如何に見てるか、又将来如何に進むべきか、過去を回顧し将来を展望してどうすれば芦屋がよりよくなるかについての希望意見をきいてみることにした。

即ち市民各層四百人に「芦屋市をよくするための私の希望」てう質問状を発し、この程その回答をガキ八十通を得た。

今これら多岐多様にわたつてある回答を便宜上教育関係、文化施設道路土木交通関係、保健衛生関係、観光娯楽関係、社会厚生関係、産業経済関係、精神的方面等に分類して皆様の御参考に供する。大体の傾向としては遠大な経費のかゝる理想案を掲げるよりは、むしろ現実に即した、われくの日常生活に直接つながりのある問題が取上げられているのは市民一般の意向が奈邊にあるかを察する一助ともなるうかと思はれる。

尙無記名の回答の中にはわれくに示唆を与えるものもあつたが一応保留した。

(A) 教育関係

○特殊児童や遅進児を収容する九ヶ年の小中学校を中央部につくり各人の個性を伸ばす教育を施し不良化防止に努める。

○北方山地に大学をつくる。設備に多額を要する学科は避けてよい。

芦屋市をよくするための私の希望

○優秀なる教員の招聘。

○外資による宗教学校でもよいから女專並びに女子大を設けよ。

○芦屋の生くべき道は矢張り住宅都市でありそれを前提として考える時当然教育都市へ関連をもつてくると思う。教育芦屋こそわれらのめざす目標であらねばならない。芦屋大学の豪壮な建物が背山に君臨するときこそ、われらの大半の目的は達したといゝ得る。

○大学を設置して幼稚園から大学まで安んじて進学のできる様にすること。

○六箇荘あたりに單科文科大学を誘致したい、そのためには小中高校の設備も内容も更に立派にしておく必要がある。

○将来的芦屋市を背負つて立つべき青年層の善導につき力を作られし、例へば現在の青年会を今少し徹底的な改組改善につき研究せられたし。

○図書館の内容の充実を望む

○図書館をもつと内外ともに充実していたどきたい

○芦屋市にふさわしい公会堂を建てるこ

○海水浴場の拡張、海浜に一大運動場を建設すること

○立派な公会堂と図書館と映画館を建設すること

○交通の便よろしき所に(a)文化会館を建設して図書館講演、映画、演劇等を営むこと(b)綜合運動場を設ける

○財政の許す様になれば至急文化都市にふさわしい公会堂の建設の実現を切望する。

○市民に懇談の機会を与へ市政に協力さす為に市公会堂及び図書館を至急建設すること

○公会堂と図書館と球場とを新設し音楽や講演をきく、本をよみ、体育の向上に力をつくす道を開いてほしい。

○大図書館を建て、成人教育を、学校を増設して青少年教育を盛んにする。

○全国の都市中でも各専門の多数文化人を擁しているわが市はこれら文化人の協力を得て文化活動を起して頂きたい。例へば芸文聯盟の結成等。

○児童福祉施設の完備。緑化されたる公園、遊園地等を市内住宅街の近辺及び山手、浜辺等に数ヶ所設けて児童並びに青少年の健全なる発育に資せられたし。



十一月十六日 市営

西宮競輪(十九日
まで)

十八日 ユネスコ
理事会

二十日 市会協議会

廿五日 庶民住宅地

廿八日 全国市長会(東京)市長出席

廿九日 三八通鋪装起工式

三十日 定例市会

十二月一日 寄生虫予防週間始まる。教育委員会第一回定例会並びに発会式。阪神上水道第二期工事起工式

二日 神戸大学実習生教育実習終了式(芦屋公会堂)

四日 芦屋国際文化住宅都市建設法案衆議院可決

五日 芦屋工業会発会式(議事室)

六日 芦屋国際文化住宅都市建設法案参議院にて可決

八日 教育委員会第二回定例会

九日 県保健衛生大会(山手小学校)

ど是非やるべきです。奥池までの道路もよくし、バスを通わせて山間に住宅地を経営又は山の公園を作る。

○風光的な都會にする事、道路完備、新築住宅には一定の規準を設け植樹などをする。

○戦災による焼跡の破片を市費を以て一掃、並びに道路の清掃励行

○道路をよくして下さい。最近ぼつぼつ修理が始まつておること。

○道路をよくして下さい。最近ぼつぼつ修理が始まつており結構ですが、ぬかるみのないきれいな道路にして下さい。都市の美觀は道路から、きれいなアスファルトの道がほしい。せいお願いします。

○道路を改修し市営バス路線をつくり、殊に南北交通に便すること。

○芦屋川両岸（山から浜まで）を相当広範囲に拡大して一大公園を作る。又文化都市として街を美化するために道路の清掃と夜間の照明丈に隣組を編成し強力推進せしめる。

○街路灯を増して道路を明るくすること。

○一般道路の拡張、道路樹を植え付ける。海浜より山手に至る道路左右側に桜木をうえる。

○道路を出来るだけ早く完成していただきたいと存じます。

○道路の悪い所が多い様に思いますので至急補修工事を希望致します。夜はもつと電柱に電灯をつけて明るくしては（できる限り早い方がよい）お願ひしたい。

○角力場等を作るよりも病院でも作つた方がよい。

○衛生設備例へば下水道の天下の健康都市たらんことが急務ではありませんか。

○「蚊とはいの居ない芦屋市」にぜひ御尽力願います。

○下水道の根本的改善

○市営浴場を増設して、できることなら朝八時頃より開場（できる限り早い方がよい）お願ひしたい。

○蘇鉄、道路清掃を完全にし天下の健康都市たらんことが急務ではありませんか。

○蘇鉄実生りて朱ヶ珍重す冬座敷庭芝の黄に温みあり冬座しきとが住みよい芦屋となるのではないか。

○塵埃糞便を度々持運んでくれること。

○蚊蠅ノミの居らぬ芦屋市とするための徹底的施設を要望す。

○下水道完備……衛生健康都市流行病等の憂を除き得。

○表面的なことでなくむしろ結核予防対策、流行病対策

如何と存じます。

○先づ第一に道路を補装して立派なものにしたい。

○道路舗装……日常市民の交通量多き道路より着手する。又夜間街灯普及と街路樹を植える。特に市の玄関である国鉄駅、私鉄ターミナル前にはロータリーを有する緑地広場を設ける。

○まづ道路をよくすることが緊急事業と存ります。芦屋駅に下車して第一印象を悪くするのは駅前道路の悪いことです。駅より東のガードの入口には道路の中央に大きな穴がありてあります。自転車や徒步の人は負傷致します。その他マンホールのフタをしない所もありますね。早速直して下さい。夜間街路灯をともしてほしいものです。すい分暗くてお困りの方が多いと存ります。土木課長さんの御奮労を願います。

○まづ道路をよくすることが緊急事業と存ります。芦屋駅に下車して第一印象を悪くするのは駅前道路の悪いことです。駅より東のガードの入口には道路の中央に大きな穴がありてあります。自転車や徒步の人は負傷致します。その他マンホールのフタをしない所もありますね。早速直して下さい。夜間街路灯をともしてほしいものです。すい分暗くてお困りの方が多いと存ります。土木課長さんの御奮労を願います。

○保健所の業務を治療面まで拡充。

○観光都市として衛生面の方でございますが健康なる時気の付かぬことながら「保健所」の拡充を祈っています。市立サナトリウムの建設に賛成、一般の総合病院より有意義

（例えば下水の整備）等真の意味の文化都市建設に努力されたい。

○下肥汲取には現在非常に困つて居ります。民間の汲取業者は法外の料金を請求し、応じなければ汲取つてくれず困ります。市の施設として善処するか又は十分取締つて下さい。

○保健所の業務を治療面まで拡充。

○社会厚生施設

○托児所、養老院、セツツルメントの如きのものを作つて貰いたい。

○まづ鐵骨鉄筋構造による近代的市民住宅を多く建設し、現在の一般家屋建坪数を減少し全市を公園化する。

○鐵筋コンクリートのアパートを建設する。水の低きに流るゝ如く市民は増加する。

(F) 観光、娯楽関係

○市営大衆向き一大温泉郷（税外収入の増加に努めるこ

と）——宝塚、有馬もありますが現在に即した大衆向一大温泉場が有望です。金融面もありますがこれが現われたら副事業も相當起ると思います。

○合法的な範囲に於て競輪、競馬、宝くじ等効果的な財源獲得に精々努力して頂き諸計画の遂行にでき得る限り御尽力願いたい。

○山手方面を觀光都市的に開発したい。箱根の如く検番も作つて積極的にやりたい。

○市に國際課を設けて外人の安住を指導する。

(G) 産業経済關係

○工場誘致。大工場を東山附近及び東部海岸附近一帯に二三工場誘致すること、百年の大計は競輪や競馬で一時的な稼ぎを計らず、工場の誘致より外なし。当市としては上質の上水を利用する工場又は海水を利用する工場もよい。当市百年の大計のためには大工場誘致より外方法あるまい。

(H) 精神的方面

○市民塵埃処理の觀念を徹底すること。小市民時代より社会道德の教育。大人の社会道德の教育。

○市役所全員が少く共月に一度位執務前三十分位の朝挙(修養会)をもつ必要があると存じます。之は各自が一致協力市の事務に服する上にも必要と存じます。

○芦屋の家庭は民主主義の本幹をしつかりつかんで模範的になる必要があります。芦屋をよくして住みやすい市にするには女性が大いに協力することが大切です。芦屋の女性は我が家を向上させると同時に婦人にえさわしい仕事即ち

が率先し範を垂れ公僕として各々の天職に誠実精励せらるゝならば能率も向上し冗費も省け給与も上る。市民もこれに応じて精神的經濟的援助を惜しまないであろう。又市民が皆良くなれば芦屋には悪い人は住めなくなり、良い市民となるため芦屋に移住するという風になるであろう。

○公衆道德の向上、公民教育の普及に付ての諸施策を早急強力に実施。

○市内居住の進駐軍及び家族と市議員及有力市民との時々懇談の会を作り、日本人特に芦屋市民の親切、民主化の程度及び当方の美点長所を十二分に認識理解せしむるに努め、能うれば當市發展乃至文化化のために彼等の積極的力を添えを得ることにも利用したし。

○感應精神を基としたる市民一体化。

(1) 行政面

○まづ行政の整理緊縮を図り市民負担の輕減に努め一面懇談の会を作り、日本人特に芦屋市民の親切、民主化の程度及び当方の美点長所を十二分に認識理解せしむるに努め、能うれば當市發展乃至文化化のために彼等の積極的力を添えを得ることにも利用したし。

○市吏員の有識人格者百名を選び(名譽職、無報酬)市の財政、運営を監視せしめる。

○市吏員の給与をよくし能率の増進、信賞必罰の励行を期されたし

○市民の有識人格者百名を選び(名譽職、無報酬)市の財政、運営を監視せしめる。

女性、老人、病人、子供達のための事業をしていくのです。其他に余裕のある人は宗教、哲学、文学などの方面に進出して貰いたいと思います。何とかして芦屋に社会精神

の雨を降らしたいものです。この実行策を講じて大に効果をあげてほしいです。形や物も大切だが、これを活かすものはいうまでもなく精神です。

○金もかゝらず簡単に誰にも実行できる手近から。芦屋のみならず現今わが国民の交通の無秩序甚しく對外的に日本の恥と自覺なき實に慨歎の至り。それで各学校で児童生徒に右側通行、対面交通を実行させ、新中生、小学五六六年生が數名宛の班に日割當番的に通行多き道路にて整理宣伝せしむれば約一ヶ月にてもその効顯著と思惟す。交通状態は一見目につき氣持よきもの故、「流石は」と文化都市の名に

ふさわしく近隣の範となり他が見習えば大きく國家のため故ぜひ学校の一働きを望む

○文化都市乃至觀光都市としての發展を期する受入態勢はまづ市理事者、吏員、市会議員は勿論市民乃ち人の質の向上訓練に留意し、文化社会人を一人でも多く造る様市当局で指導施策せられたきこと。又優秀、有為の市民と市当局及市議会とたえず接觸し市と市民との融和一体化を計ること。

○公吏員道の刷新……日本一の吏員、日本一の市民、吏員

待す。

○正午を期しサイレンを確實にでき得る限り大きく反響する設備をする。又出火の場合警鐘を規定通りに実行して戴きたい。昨今非常に判明しない。

○給与所得者と事業所得者(商店人等)との市民税の均等。

○財政を確立すること、但し市民の租税負担を輕減すること。

○翠ヶ丘町は岩園出張所は余り遠方につき打出出張所へ編入されたい。

(J) やめてほしいこと

○選舉に扩声機を使用することを禁止する事。電柱、桟にベタ／＼張る広告を制限する事。

○新聞紙上で置屋の許可が報道されましたが本当ならば大変と存じます。どうかそんな醜業の存在が許されぬ純潔な住宅文化都市としての發展を祈ります。

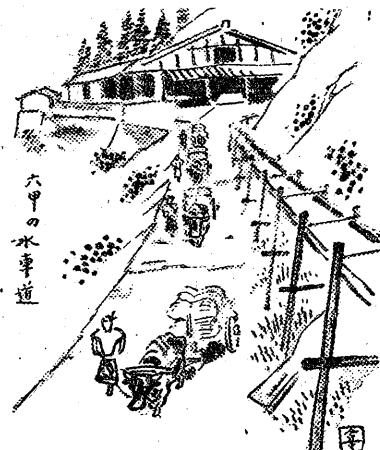
○「芦屋ゲイシャ」の出現には絶対反対致します。

力を尽して狹き門より入れ(ルカ伝13:24)

六甲水と酒水

故福原会下山人

ここに六甲水といえば支那の道術には一年に六度ある甲子の日、子の刻の水を用ひて薬を練りて服すれば疾病を除く、という水のことではない、六甲山は豊富な水を含容してゐる。しかも單なる水でなく人生に偉大な効用を有する所の性分を含んでゐるのであるから、この点についても六甲の徳に感謝の心を払はねばならぬことである。六甲山帶には大小幾千という大谷、小谷がある。中には其谷を開されて潛水となつてゐたものが決済して山疊を生じたために新に河流を生じた場合があつた。これは南面の部分に多くあつた。南方に天井川と称する平地より川床の高くなつてゐる河はそれがためである。現在も残つてゐる山中の池は多くは自然のままの潜水地に幾分の人工を加えて作つたものである。中にも逆瀬川の上流にある青池のことは昔の瓦斯噴出のままの池である。此類は布引川の上流にもある。西六甲の頂上には多くの小池がある。この池は別に利用の道もなかつたものが偶々外人の別荘地となつたために



誰も買つてくれぬ、氣の毒にも水はとける品物は再び持ち帰ることもならず帰つたとの話である。此の冰池も再び花咲く時も来た。今はアイス・スケートの場として若い人達を楽しませてゐる。有馬温泉は神代からの長い歴史を持つて、現代までも替りなく六甲水の功德をたたえてゐる。西宮の宮水は六甲水、唯一の活動振りでこの水で以て醸造した酒は全世界に活躍してゐる。さて此の宮水といふのは源は六甲の白山権現鎮坐の地下水が石井郷に至りて天然自然の濾過作用を受け海水の圧迫にはばまれて西宮の海岸近くに湧出するといふ妙理になつてゐるのである。

近年西宮の東北、上ヶ原貯水池の大貯水池が出来て此の水の重圧のため宮水の湧出量が減少したとの事であるが、其根元たる石井郷の濾過作用を起すところに注意を払うことが重要と思はれる。石井郷(イワイ)とは今の鷺林寺、新田、越木岩、越水の諸村である。其の地方に名次山、久手谷、片鉢などの地名がある。越木岩とは餌岩といふ(匱)コシキの形をしてゐる巨岩があるからである。越水は小清水とも書いてある通りなるが、其根元たる石井郷の濾過作用

大なる役目をする様になつて、これがために山上は水便あるために殆ど中分のない住居となつて斯くも発展をしたのである。さて此の豊富な水を更に利用し水となして夏季の清涼飲料水とせんとの計画は外人達の發意であつた。そこで又唐櫃の地元の有志は貯水池を築くことにした。池は幾らでも築かれる、水は滾々と湧出する、明治式拾八年の頃であつた、神戸では夏季に氷を用うることが流行してゐるので、北海道の函館から天然氷を運んでくる、これを龍紋氷室といい、市中では寒氷寒氷と呼び売ることになつた。併し北海道から引いてはとても価が高いために六甲山に天然氷を造ることを計画したものであつた。極寒の夜中氷の面に氷のはつてゐる上に氷を磨き其の結氷するや更に又氷を灘ぐ。屋間に其氷面を覆ひ置き更らに夜間に作業をする。かくて一、二尺の厚さとなれば氷上に立ちて前挽きといふ鋸にて之を立方体に挽き取りて人足の背に負ふて山を下り、山下より車に積み神戸市内の氷室に貯蔵されたものである。三宮にあつた浅井の氷室庫といふのが神戸の氷室庫の最初であつた。六甲氷が始めて出来た翌夏七月式拾五日の大阪一の天神祭の当日、此の大甲氷を大阪に売出し大阪子をギョツといはせようと大大的仕組で繰り出した所が案に相違、此の土用の最中にそんな氷の塊りがあるものか薬をいれてこしらへたのや毒や毒やといふて

が、之はヲシミヅといふて押し水のことである。名次は漁着きで(ナギ)とは海水のことで海水が押してくる所をいふのである。片鉢の片は潟で鉢とは凹のことである。この片鉢の地名は淀川の沿岸地河内國の樟の葉の地もある。久手谷といふ地は陥没地である、激とは窪手の意である、土地の陥没して水溜りの土地、以上の地名から考へても此の地は岩と水との構成せる地であるといふことがわかる。越木岩村の古老の話によれば、大雨の時には夜中枕元に響く地底にて石と石との揉み合ふ音であらう実に物凄い許りである。この村の地下は石垣の如く大石が重り合つてゐるのである。昔は石井(イワイ)の郷といつたのは当然の名であると思はれるのはいつはらざる証言と思はれる。そこで今鳳尾川といふ河は其文字は津戸川と書くべきものに夙(ツト)の字を用いたために大誤りを来たすのである。元来此の川は今的小清水の西から常磐松の所を過ぎ西宮神社の東を通り西宮小学校の所で海に注いでいた。それで此流域は昔の津戸(津門)郷であるから其名の起つたものである。此津戸川が旧武庫

郡と菟原郡との境界であつたので、西宮神社は延喜式神名帳に菟原郡に載せられてゐるのはこれがためである。石井郷の北方山地の濫伐、人家の増築、地面耕地などの外、第一津戸川流域の変更などは宮水に大關係をなしたことは勿論である。要するに白山権現の神域地を増しこれに植林し大森林を造り出すことが、六甲水の永久の功德に沿する根本である。今や麓の人為的発展は勢の然らしむる所であるから之を抑止すべきではない。進んで積極の方針は造林にあり、山麓に住せる住民諸氏、登山者の諸氏が一人一本の樹製する定めを以て百年後を計るべきではないか。又西の芦屋にしても其景勝地を永く子孫に伝えんとなれば、其根元たる東六甲の石宝殿を護持して大森林を造ることを謀られば如何。昔浪花の津から六甲山を眺めた時の歌に

衣だに二つありせば赤肌の

山に一つはきせましものを

とある如く禿頭の代名詞に六甲山などといふのはあまりにも残念である。番政の時代には仮令、自分の持ち山にしても六甲山の木を伐り出す時は必ず根元より三尺上所より切るべしとの法度であつた。これは土砂止めとなり古株の腐りは肥料となり、椎木を生ずることになるとの思であつた。今の様に功利的遊山者が山火事を頻発さする様では心火に注ぐ水をくみ取らねばならぬ。山火事といえば六甲

山の北と南について見ても產に多いのは人心に弛みがあるからと思はれるのである。北に山火事は昔からあまり聞かぬ事である。水の話がつい火の手が挙つた、これは六甲山水で消しにする。

★市教育委員会の発足

さきに市教育委員は選挙によつてその選出を見たが十ニ月一日市役所前の委員会室で第一回年次定例会を開いた。議案は

- (1) 委員長、副委員長の選挙
- (2) 教育委員会所属職員の任命
- (3) 会規則並びに傍聴人規則の制定
- (4) 同発会式舉行に関する事

即ち(1)については委員長に久保田忠二氏、副委員長に松木兼一氏を選挙した。(2)については総括発令がなされた(3)の案件は上提されたが制定には約一ヶ月の時日を要する見込みである。

右会合がすんで十時から市議事堂で発令式を挙げた。まづ委員会代表や市長の挨拶、所屬職員の任命、並びに来賓の祝辞等が順次あつて式をとしたのである。午後一時からは各委員や教育長等は打揃うて市内各学校、幼稚園、圖書館等へ挨拶廻りをした。



市議会のうじき

十一月卅日、定期市会

選挙第一号、市教育委員会委員選挙の件、議員提出議案第二号、市議会常任委員会及び特別委員会設置条例中改正の件

市教委と市警ができるので從來の「総務教育、民生経済、建築、打出、芦屋山手、津知各支店と保証契約を締結す

設を「総務文教、民生経済、警察消防、建設」に改める。

議案第九十一号、市税条例中改正の件

同 第九十二号、保証契約締結の件

中小企業融資準備預金制度創設に當り、神戸銀行芦屋、打出、芦屋山手、津知各支店と保証契約を締結す

るものである。(経済課)
右の内選挙第一号では久保田忠二氏を推薦、他は孰れも原案可決

常任委員會

十月二十五日、民生経済委員会

(一) 中小企業融資準備預金制度実施について(経済課)貸出し手続について簡単になる様にすることを銀行に交渉の上審査機関が必要ある場合は当委員会が之に當る。

(二) 卸売市場について。(経済課)

(三) 県県高級アパート敷地変更について(厚生課)
さきの委員会で報告した親王塚町は交渉できないので打

芦屋市議会常任委員一覧表

昭二五、一、二、三〇

委員会名	委員会名	委員会名	委員会名	委員会名	委員会名	委員会名	委員会名
委員会名	総務文教	民生経済	警察消防				
委員長	鶴井建次郎	川井助松	吉田辰良	南野辰良	芝田	大石田中	田中
委員員長	鶴井建次郎	秋田千秋	吉田清	神井清	吉田清	田中	田中
員員員員員員	大池田千秋	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎
田友久	大池田千秋	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎
村金野藤安嘉	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎
清太兵衛七郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎
鈴木龜	太藤博	太藤博	太藤博	太藤博	太藤博	太藤博	太藤博
太藤逸	井間間	井間間	井間間	井間間	井間間	井間間	井間間
福嶋谷	吉田清	吉田清	吉田清	吉田清	吉田清	吉田清	吉田清
島嶋悦巳	助太郎	助太郎	助太郎	助太郎	助太郎	助太郎	助太郎
次之郎助	助太郎	助太郎	助太郎	助太郎	助太郎	助太郎	助太郎
好久保田清	丁次郎	丁次郎	丁次郎	丁次郎	丁次郎	丁次郎	丁次郎
朱之助	重介夫	重介夫	重介夫	重介夫	重介夫	重介夫	重介夫
忠二	俊夫	俊夫	俊夫	俊夫	俊夫	俊夫	俊夫

地方税法と市民税

税務課

一、地方税法について

問題の地方税法案が去る七月三十一日第八国会は通過して八月一日法律第二二六号で公布施行となつたものであるが、これまでになるにわ相當迂余曲折があつたのである。この改正地方税法は六章八〇六条に及ぶ龐大なものである。五章一五五条と凡そ比較にならないものである。

そうしてこの法律の起りわ、昨年五月十日入京の、シャウブ税制便節団が百余日の研究をえて発表された『シャウブ勧告書』を骨子として、政府は二十五年当初より施行の目途を以て、拍車をかけ検討を重ね漸くにして、成案を第七国会に提案したのであつたが、参議院で否決されたのである。

爾來引き続き検討が加えられ、一方池田蔵相の渡米、参議院議員の一部改選があつて再び第八国会に提案され、茲に通過をみた次第である。

この龐大な改正税法を一々説明して行くことは後日に譲り改正税法の大きな特色について述べてみたいと思う。

(1) 普通地方公共団体の内、道府県が課すべき税と市町村が課すべき税とが、全然区別されていることであつて、

合の救済方法等を記載することになつてゐる。

(4) 延滞金が納期日の翌日から自動的に納付の日まで日歩四錢(旧法二十錢)の割合でつき、税額に加算して納付を要すること。

又督促状が発せられると督促状の指定期限の翌日から税金完納の日まで日歩四錢の割合で延滞加算金を加算して徵收するのであつて従つて督促指定期限の翌日からは日歩計八錢の率で徵收されることになる。

四国にて

黒田辰男

瀬戸の島々段々畝碧空漁舟の群り
逆潮六浬といふ来る船の速さよぎるこの船
逆潮夜眼にも白し燈台と海図で行く
城山の天主閣思出となりつゝ吾れともなりつ

(5) 徵收権の確立であつて殆んど国の徵收権と同等になつたことである。これは國稅徵收法第二条にも規定されているが地方公共団体としては大きな強みである。

(6) 税金の過納又は誤納によつて還付又は税金に充当する場合は納付の日の翌日から充當又は支払う日までの期間日歩四錢の割合で加算して還付又は充當するのであるが、

この分野が判然として從来の附加税主義の一掃していること。

(2) 税目が整理され、少數の税目に止められたことでこれは納税者側にとつても、又自治当局にとつても複雑性がなく大変有難いことと思うのである。税法に定められた税目即ち決定税目は県税七税目(旧法三十一税目)であつて、法定外税目としては各々地方団体に適応した税目を起して定めることが出来る。

本県及び芦屋市の税目は左の通りである。

県 税 1、事 業 税	2、入 場 税
3、遊 興 飲 食 稅	4、自 動 車 稅
5、鉱 区 稅	6、漁 業 権 稅
7、狩 猎 者 稅	
芦屋市 1、市 民 稅	2、固 定 資 産 稅
3、自 転 車 稅	4、荷 車 稅
5、電 気 ガ ス 稅	6、鉱 產 稅
7、木 材 引 取 稅	8、広 告 稅
9、入 湯 稅	10、接 客 人 税

(3) 徵稅令書には、賦課根拠となつた法律及び地方団体の条例の規定、課稅標準額、税率、年稅額、各納期における納付額並びに納期限までに稅金を納付しなかつた場合に執られるところの措置及び賦課に違法又は錯誤があつた場合に係る月数を乗じて得た額を

この原因が納税者の責に帰す時は加算金は附けないでよいのである。

(7) 徵稅令書は遅くとも納期限前十日までに納税者に渡る様扱わなければならない。

(8) 税目によつては納期に次期以後の分を納付した場合は夫々条例によつて報奨金を納税者に交付することが出来るのである。その額は納期前納付の稅金の千分の五に納期前に係る月数を乗じて得た額を

(9) 納税者が市町村内に居住しない場合はその地域内の居住者のうちから納稅管理人を定めなければならぬ。

正当の理由なくこの申告をなさなければならぬ。

ない場合は三万円以下の過料を科することが出来ると共に又一方納稅管理人の責任が重くなつて徵稅令書その他徵稅に関する書類(例えば差押処分の書類等)も納稅管理人に送達することによつて効力を生じるのである。

(10) 徵稅令書等書類公示の送達効力は十四日(旧法七日)経過を以て送達の効力が生じること。大体改正地方税の共通性特色は右の様なものであり各税の特異性によつて詳細

を極め八〇六条に盛られ規定されているのであるから、個々の税に就てはその条文につき深く研究する必要あるものと思ふ。

この内一般市民の最も関心の深い税は第一に掲げた市民税であると思ふから次に市民税について詳細に述べて行くこととする。

二、市民税について

市民税の個人の課税は所得税割額と均等割額の二本建であつて所得税額の課税標準は

(1) 所得税額を課税標準とする場合

(2) 課税総所得金額を課税標準とする場合

(3) 課税総所得金額から所得税額を差引いた金額を課税標準とする場合

右の三通りありますが市はこの何れを選択してもよいのであるが今年度に限り(1)の所得税額を以て課税標準とすることに法第三一四条(法第二九四条第一項を読み替える)の読み替え規定で定められて居り且つ所得税額は昨年度により之が税率は百分の一八である。

又均等割額は

(1) 人口五十万以上の市 個人 八〇〇円 法人 二、四〇〇円

を超していても課税しない。従つて不具者は常時介護をする者と解釈し未成年人者は満二十歳未満の者であり成年者の未成年者の区別は本年は昭和五年八月二日以前に生れたるものなら成年者でその後に生れたものは未成年とす。

(2) 寡婦の場合は均等割額も所得税割額も課税される。

(3) 同居の妻は原則として均等割額がかゝらない。これも夫が市民税の納税義務を負わない場合は妻に均等割額が課せられる。又は所得のある場合は当然所得税割額は課せられるのである。

次に個人に於ても色々な事情の方がありますので茲にこれを救済する方法として、次の様な軽減する規決が生じてくるのである。

1、八月一日現在において扶養親族が三人以上ある場合は三人より一人増すごとに均等割額を一〇〇円宛軽減する。併し何程へつても均等割額は一〇〇円に止め課税する。

2、扶養親族が所得を有する場合は(夫が納税義務を負わない妻及び六十歳以上及び不具者)均等割額二〇〇円を減ずる。

こゝにいう扶養親族とは妻、十九歳未満、六十一歳以上、不具疾者を云う。

3、家事専従者に対しても均等割額二〇〇円を減ずる。

4、法人又は準法人で市内に三をこえる事務所、事業所を

(2) 人口五万—五十万の市 個人 六〇〇円 法人 一、八〇〇円

(3) 人口五万迄の市町村 個人 四〇〇円 法人 一、二〇〇円

従つて本市に於ては個人に対しては所得税割額(所得税を課税標準として百分の十八を乗じた額)均等割額四〇〇円を加えたものが普通一般の課税額である。

法人は均等割額一本建で普通一般の課税額は一、二〇〇円市民税の納税義務者は本年八月一日の賦課期日現在で左の四種に区別されるが

1、市内に住所を有する個人

2、市内に住所をもたない個人で市内に事務所事業所又は家屋敷を有するもの

3、市内に事務所又は事業所を有する法人

4、市内に事務所又は事業所を有する法人でない社団若しくわ財団で代表者若くわ管理人の定めのあるもの又は法人及び准法人は事務所事業所ごとに課税するのである。

非課税として扱うものに左の三つがある。

(1) 不具者及び未成年者には均等割額も所得税割額も課さないのが原則であるが前年に資産所得又は事業所得で十万円を超える場合は課税する。従つて勤労所得では十万円

有するものはこえる事務所、事業所ことに百円宛軽減等割額を軽減する。

5、貧困により生活のため公私の扶助を受けている者に対しては均等割額も所得割額も免除する

6、一戸を構えていない学生、生徒その他これらに類する者の中、前年において五万円をこえる総所得ある者を除く者には又右同様両者共免除する。

7、その他特別の事情がある者に限り当該市会の議決を経て市民税を减免することができる。最後に市民税を要約すれば賦課期日現在生活の本拠を有する市にて申告し公団体は申告した書類並に会社その他よりの源泉徴収票を照合して賦課し令書を納期前十日迄に発送するのであります。申告書を提出しなかつた場合は地方税法第三一五、六条により市は所得税に規定する所得及び所得税額の計算の方法に従い自ら計算し所得税額を算定し市民税を賦課することができる。なお市税徵收状況十月末現在左の通りであります。(山村鶴千代)

税目	徵收済額	未徵收額	徵收歩合
市民税	一五、九四、〇六円	六、三三、三三円	七二%
固定資産税	一四、〇一円、二四六	八、三三、九七円	六三%
その他諸税を含めて合計	毛、六九、四三三	元、一七九、四七二	五九%

第四節 地名あしやの由来

一、太古人の生活と葦

太古草木の繁茂していた模様は現代のわれわれの想像も及ばぬ程であつた。播磨風土記を見ると、明石の駆家に駒手の御井があつて其の井上に楠木が茂り、其の高さは百丈もあり、それを切つて舟を造つて朝廷に献上した処、その舟脚の早いことは誠に飛ぶ鳥の様で、一旦明石の浜から出発したら半時で住吉の岸に着いたと言う、時の人はその船に早鳥と名をつけたと記されている。(仍伐其楠造舟、其迅如飛、一穂去越七浪仍号速鳥。—風土記)又記伝に、「近江国栗太郡の語り伝えに、古に栗の大木ありて、其の枝數十里にはびこれり。故に栗本と云ふ。今も地を掘れば栗実又枝などあり。又すくもと云ひ里人の薪に用ふる物ありて土中より掘出す。是も其の栗の葉なり、此の類の語伝なほ國々に往々あり。然れば上代には殊なる大木の処々に有りしこと知るべし」と。これらの記事には誇張もあるであろうがとにかく太古には巨大な植物の繁茂していた事が想像される。

自然を敬い天体を崇拜し歌舞音楽を楽しんだことは太古人も現代人と何らかわる所はなかつた。春のおぼろ月夜にはあしの葉すれに恋をささやき、明月の美しい夜には大勢集つてあしの穂波をバツツに終夜踊り狂つたであらう。こそほんどうのあしへの踊りの起原である。(今大阪にあしへ踊りがあり辞書を見るとその起原は明治年間となつてゐる)又古代の民族の管楽器としてのあしふえは元氣はつらつたる青少年の口笛と相和して常に吹きならされ、悲哀の楽器ひちりきもその舌はあしの膜でつくられたのである。其の他魔除け医薬うらない等と、日常生活に取り入れられた事は、葦が如何に太古人の生活と密接な関係があつたかを知ることが出来る。

二、あしのまろや—あしのや—あしや

大阪平野、武庫平野等の周辺の低地帯は地形土質気候等の関係上、葦の大群落地で其の上人人類が多く住んで居たので葦を材料としてつくった家が到る處にあつた。これがあしのまろや—あしのや—あしのしのや—あしや等と称せられるものである。

倭訓葉にはあしのまろやの説明に「まろは全き義で全体を葦ばかりでこしらえたもの即ち葦の茎を集めて作つた家である」と云い、賀茂真淵も「まろは全くの義なり、されば屋根をふくにも、わきをかこぶにも全くあしのみにてせる

太古大きな葦は到る所に茂り、とくに海浜や沼沢地帯には大群落をつくつてゐた。この最も手近かにあり、最も豊富に得られる天然の資源を原住民は何で見のがそう。衣食住等のあらゆる生活に十分利用したことは当然である。なくて丈夫な程は竹木の代用となり、強靭なその纖維は藁の役目を果し、共に住家を造るには持つて來い的好材料である。動物の表裏を守り、寒さを防ぐには葦垣がよく、猛暑をさけ物を乾したり干したりするには、あしすだれは他の何れの植物よりも都合が好かつた。又葉はすぐ等と共にたみやござの様な敷物を編み、蓑や等、さては腰にまとうスカートともなつたのである。そして又柔い天然の穂わきは綿の少い時代には欠く事の出来ぬ大切な防寒材料であった。

春が訪れるときの筍は到る所に生えて食用となり、あし藪の中は天然の動物や魚介類のよい棲息所番養所となり食用としての魚介は労せずすぐに獲られ、人間の知識を以てすると、多くの水禽類までたやすく捕獲することが出来たのである。古事記にいすけより姫が神武天皇を御まねきするに葦原のしけこき小屋にすがたたみをすが／＼しく敷いて御待ち申した記事があり、万葉集にあしがにを塗漬けとして食用に供した歌が見えてゐるのはその一端を物語つてゐる。

庵をあしのまろやといふなり」と述べてゐる。これに対し類聚名物考には「真淵が説はことわり有るに似たれどもおだやかならず。その故はあしの丸屋はあしのみで造れるといへどもあしの柱やは有るべき……今思ふにしからず円かに打ち丸く見ゆれば直ちにさしつけて丸屋といふ」と反ばくしている。然し柱まで全部あしで建てたかどうかは疑問であるが建築材料の大部分があしであつたと考えるのが穏当ではなかろうか。又家の形式には大小種々あり、四角に近いもの、長方形のもの、丸いもの等色々あつたと思われるから丸く見ゆれば丸屋という説にも異論が生ずると思う。

後世には堀立小屋式の簡単な家はあしで造つてなくともあしのや、又はあしや等と言つた。

夕されば門田の稻葉音づれて

八重葦の隙間に秋風ぞ吹く
あしのまろやに秋風ぞ吹く

金葉集

旅宿するあしのこやにて見るときも

続古今

山賊のあしやに構ける竹筈垣
ふしにくとも思ひけるかな

堀河百首

三、地名の由来

住家としてのあしやが地名のあしやになつた事は常識的に判断がつく。例えば葦の多く生えていた地が葦原や葦野となり、沼の辺で葦の多かつた所が葦津となつたと同様である。関東の猿島郡葦津郷は利根川に沿い長井戸野原は湯本川に沿い、越前の大蘆原も共にあしの多かつた所であろう。特に常陸国葦原はもとは広漠たる葦の原で、この中には葦原鹿がすんでいた程であつた。この鹿は、かわうそに似た動物で、大きさが四、五尺から丈余に達するものであつて、古書に「葦原鹿、味よく山鹿に異ならず、常陸下総二國大猿絶えることなし。」等と見えている。

地名は面白いもので、木の多い所は、きのくに、栗を多く産した所は、あわのくに、一本松のある所が一本松、郡司の治所が地名の郡家となり、その新しい移転地は、新家新居と云い、これらも地名となつてゐる。駿河国新居、阿波国新居、備中国新見のよろなものはその例である。

それならあしやの地名は全国到る處にある筈であるが、何故武庫の海岸があしやという地名になつたのであろうか。それは他の地方のあしやのある所と比較して見てもわかるように、此の地方は武庫の山を背景とし、その海辺に

設置されいよ／＼発展した。これらの詳しい説明を次に順次試みることとする。

四、万葉集に出る葦屋、葦原等の吟味。

葦屋といふ地名が古書に見えるのは私の知つてゐる範囲内では万葉集である。卷第九の挽歌の中に、高橋蟲麿の作として葦原処女の墓を見る歌一首並に短歌がある。その歌に「葦の屋の菟原処女の八年児の片生の時ゆをばなりに髪たくまでに並び居……」とあり、

その反歌には「葦の屋の菟原処女の奥津城を往き來と見ればねのみし泣かゆ」と見えている。此の歌は奈良朝、聖武天皇の天平四年の作と云うから、皇紀一三九二年のもので今昭和二十五年から一二〇八年前の歌である。第二は同じく、田辺福齋の「葦屋処女の墓を過ぐる時、作れる歌一首並に短歌」で「古の益荒をのこの相きほひ妻問ひしけむ葦の屋のうなひ処女の奥つ城を……」此の歌は前のより十二年後の天平十六年（一四〇四）の作であるといふ。

第三は巻第十九の大伴家持の歌で「処女歌に追和する」首並に短歌である。これは天平勝宝二年五月六日の作であるから、福齋の歌より更に六年後の一四一〇年のものとなる。此の様に萬葉集には葦屋を歌つたものが六首出で居り、何れも葦屋処女の伝説を取り扱つた恋愛物で、所謂妻

争いの事件をとり上げ、その墓に詣でて同情の涙を注いだ情緒でんめんたる歌のみである。

さて其の中にある、葦屋処女、うない処女、菟原処女、菟会処女、菟原壯士、宇奈比壯士等といろ／＼に使われて居る葦屋とうなびについて少々吟味する必要がある。

(イ) 和名抄諸国郡郷考

萬葉集九、菟原処女墓長歌ありて、歌に葦屋之菟名負処女、その反歌にもしか見え、その長歌に知奴壯士、宇奈比壯士とも又下に菟原壯士とも書きたり。さればふるくは菟をうなびとよみたりしを、此抄のころに至りて文字のままにうはらととなへ誤れるなるべし。

(ロ) 地名研究、金沢庄三郎博士著

倭名録、摂津国更原郡宇波良（後世菟原郡と名づけ菟住吉社あり）を萬葉九に菟名負菟会を作つてゐるのは海辺の義で、神功皇后紀には令海上五十狹茅祭活田神と見えて

この地の名族であるが、この海上の上は辺をびと訓まれたのである。

(ハ) 大日本地名辞書、吉田博士著、菟原郡

立ちならんでいる光景はいかにも美しく、薄塗焼く煙はいつもちぬの海に浮ぶ漁舟と共に風雅を好む都人士のあこがれの的となつたこと、又此の地が文化の中心である難波や大和から陸路西国に行く場合も、舟で往来する時も一番人々の眼につく場所であり、而もその家が最も多くあつたこと等が他の地方の何れよりも勝り、代表的であつたからであると思う。太師は弘法にとられ、太閤は秀吉にとられたと同じく、あしやは武庫の地にとられたのではあるまい。然し、全国的に見るとあしやと云う地名は所々にあります。例えば九州の遠賀川口や奥羽の岩代国安積郡にも葦屋郷があつて、相当有名である。

さて、あしやといふ地名はあしの家と共に太古から人々に呼ばれ親しまれ、いつとはなく次第に有名となつた。人口がだん／＼増加するに従い、あしのやも次第に増し、とくに魚貝や海藻の採取が盛んとなり、人類の生活に欠くことの出来ぬ藻塩の製造が増すにつれ一層大きな聚落となつた。然し太古は土地が広く、人口は少く行政上のはつきりした区劃の必要はなく、その範囲は漠然たるものであつて東は武庫平野から西は神戸あたりまでの広範囲をさしてあしやと云つて居たと思われる。そして葦屋は葦屋処女の伝説や、海外人の渡来地として天下に知られ、大化の革新のときあしやのさとがおかれ、交通上の要地として葦屋駅が

辺なるべし、故に又海原と称し、転じて葦屋と為れる者なり。後世訛りて菟郡と為す、和名抄に宇波良と註し、伊勢物語にもムハラと記す。菟原郡は本、務古の域内にて蘆屋を經名とす。置郡の際蘆屋は經名と為り、大小転倒したり。然れども菟原郡の海を蘆屋灘と称するは後世まで其の古を忘れざるものならん。

其の他色々の説があるが、要するに菟原は海原、海辺の意で海岸の地をさしたものである。うなばらがうなびとなつたのははらとひとは同一語の転声である。うばらはもとは葦屋の中に含まれていたのであるが、後に置郡のとき菟原が郡名となり葦屋はその下に郷名となつた。これは広狭の範囲が無視され、本末転倒したものであると考えるのが至当であらう。

葦屋の海辺は風光うるわしく早くより開け、古の文化の中心地から西国へ行く道筋にあたり人馬の往来がしげく賑やかであつたのでここに葦屋処女の伝説が胚胎し、それが万葉歌人によつて歌われ一属有名となつたのである。

葦屋処女の伝説はいつの時代に起つたかはわからぬが奈良時代にすでにその奥津城（墓）が整構えられ、その墓の上には黄楊の小樹が芽を出し黄楊の樹が生い更り生い出して血沼壯士の方え隣いて居たと云うから、その起原がいか

思われる。今その二、三の記録をたどろう。

(イ) 東大寺正倉院文書中に「天平神護元年五月九日内監

徒八位上勅七等葦屋倉人島曇」

という者がある。

天平神護元年（一四二五）は奈良時代称徳天皇の御代で

今から一二〇〇年以前の事である。倉人といふのは藏人とも書き職名で、殿上の事を掌つていた人である。島曇は漢人の帰化人の子孫で文筆に秀れて居たので重く登用せられていたと思われる。

これとほとんど時を同じくして神護景雲三年（一四二九）に菟原郡の人倉人水守等十八人が大和連を賜わった記録が続日本紀にある。

(ロ) 新撰姓氏錄

「葦屋漢人 石占忌寸同祖阿知王之後也」

葦屋の漢人は石占忌寸と同じ祖先で、後漢の靈帝の曾孫である阿知王の子孫である。葦屋の漢人は葦屋のさとの有力な住民で、その居住の地名を取つて氏としたのである。其の族の居つた所を漢人の浜とも云つた。葦屋倉人島曇も此の族の人であった。

〔葦屋村主出自百瀬國意宝荷羅支王也〕

に太古にあるか、從つて葦屋の地名が非常に古い時代から人々に親しまれ有名であつた事がわかる。

五、海外入渡來地として有名であつた事がわかる。

朝鮮支那等の大陸と我が国の交通は神代以前からすでに

次第に増加し、神功皇后三韓征伐後は一層著しくなつた。応神帝の二十年（九四九）漢の靈帝の曾孫阿知使生は其の子都質使主と共に十七県の民を率いて帰化し、其の子孫は文化人であり技術者であつたので重く由いらへ大發展を

行われ早くから渡來する者があつた。垂仁天皇の頃からは

我が國では之をアヤ氏と称した。其の他多くの帰化人があつたが、その上陸地は主に阪神地方で、葦屋の浜も漢人の浜と称せられてその地点として外来文化の入口であつた。

漢人と云つても多くは永く朝鮮に居住し幾代も経てから来朝したものが多く、その提示した系図等によつて漢人と記載されたものである。

それ等は主に我が国に近い百濟の国を経由して来た様であるが、勿論直接支那から渡來した者もあつた。奈良時代の古文書に葦屋が帰化人と關係が深かつた事が色々記され、その中には有力な者があり、或は藏人となり或は村主となり連となり葦屋の君となつて、この地方を牛耳つて居たと

「葦屋村主石占忌寸同祖出自後漢靈帝子延王阿知王之後也」

村主は番別の称号で、帰化族の種類である。諸国の邑里の長として其の地で幅を利かしていた職であつたが、後世姓となつたものである。恐らく葦屋漢人の一部族で百

濟を経由して来たのでかく伝えたのであらう。

尙姓氏と家系を見ると、百濟族には百濟王の裔と称するものと、国人裔と云うものとあり、前者の中には市往公等四十六氏あり、後者の中には葦屋村主等五十八氏を收めている。

(ハ) 日本書紀

雄略天皇の御代から嵯峨天皇の弘仁年間に至る仏教関係の説話を集めた古典で、その中に、

「禪師永興者諸楽左京興福寺沙門矣。俗姓葦屋君氏」云々

市往氏

「葦屋村主也」

僧永興と云う人は奈良興福寺の僧侶で、俗姓は葦屋君で一市往氏と云つたのであらう。葦屋君といふのは其の地の長として臣下より敬い尊ばれた相当の人物であつたと思われる。前に言つた様に市往氏は百濟族中で百濟国王の裔のようである。

（以下次号）

各年次人口及び世帯数対照表　自昭和元年至25年

年次	男	女	計	世帯数	備 考
昭和元年	9,763	10,823	20,586	8,963	昭和11年12月精道村勢要調査に依る (世帯数欄は戸数を記入)
2年	10,376	11,403	21,779	4,905	"
3年	11,430	12,061	23,491	4,850	"
4年	12,361	12,808	25,069	4,955	昭和14年12月精道村勢要調査に依る (世帯数欄は戸数を記入)
5年	13,802	15,429	28,731	5,708	"
6年	13,950	16,396	30,346	6,012	"
7年	14,479	16,927	31,406	6,238	"
8年	14,977	17,374	32,351	6,468	"
9年	16,164	18,431	34,595	6,947	"
10年	17,082	18,683	35,715	6,979	"
11年	17,799	19,422	37,221	7,158	"
12年	18,458	20,048	38,506	7,476	"
13年	19,109	21,643	39,752	7,704	"
14年	19,815	21,368	41,183	8,003	"
15年	20,343	21,582	41,925	8,147	昭和16年度若屋市勢要調査に依る
16年	20,905	21,328	42,233	8,235	"
17年	21,437	21,550	42,987	8,486	配給課調査に依る
18年	19,507	20,766	40,273	8,347	"
19年	17,578	20,184	37,762	8,293	昭和19年2月22日施行昭和19年人口調査
20年	15,300	15,798	31,098	7,086	昭和20年11月1日施行昭和20年人口調査
21年	16,499	17,588	34,087	7,889	昭和21年4月26日施行昭和21年人口調査
22年	18,139	18,894	37,083	8,666	昭和22年10月1日施行昭和22年國勢調査
23年	19,825	19,641	38,966	8,956	昭和23年8月1日施行常住人口調査
24年	20,999	20,532	41,531	10,149	昭和24年10月1日経済課調査
25年	21,500	21,449	42,949	9,785	昭和25年10月1日施行昭和25年國勢調査

縣下各都市武庫郡人口及び世帯数対照表

世帯数	人 口 数			昭和23年度常住人口調査(8月1日)			人 口 增加数	人 口 增加率
	男	女	計	世帯数	人口数	世帯数		
兵庫県	714,085	1,622,560	1,686,857	3,309,397	683,054	3,156,888	152,509	4.83%
芦屋市	9,785	21,500	21,449	42,949	8,956	38,966	3,983	10.22%
神戸市	184,835	380,316	385,892	765,708	165,681	684,737	80,971	11.82%
武庫郡	21,271	47,549	46,979	94,528	19,647	86,175	8,353	9.69%
木山本庄を含む	63,600	140,686	138,457	279,143	56,365	249,319	29,824	11.06%
尼崎市	28,986	61,978	64,806	126,784	26,190	115,623	11,161	9.65%
伊丹市	12,376	27,871	28,549	56,420	11,580	54,957	1,463	2.66%
明石市	14,251	32,178	33,464	65,642	18,836	60,128	5,514	9.17%
姫路市	46,255	102,422	109,675	212,097	44,554	200,668	11,429	5.69%
洲本市	8,185	16,648	20,675	87,823	8,524	36,876	447	1.21%
豊岡市	6,450	15,373	16,303	31,676	6,525	31,814	862	1.15%
加古川市	10,154	24,079	25,753	49,832	10,173	47,897	1,985	4.04%
相生市	6,090	13,784	13,744	27,528	6,109	27,445	83	0.30%

(註) 世帯 人 人 人 人 世帯 人 人
 本庄村 8,120 6,929 6,610 13,599 2,938 11,976 1,563
 本山村 5,522 18,135 12,391 25,526 5,070 22,285 3,291

昭和廿五年国勢調査の結果

各町別人口及び世帯数表

町名	世帯数	人 口 数			一在時者現数	町名	世帯数	人 口 数			一在時者現数
		男	女	計				男	女	計	
六麓荘町	77	166	181	347	0	松浜町	263	525	577	1,112	19
岩園町	139	296	301	597	8	平田町	199	346	432	778	6
朝日ヶ丘町 (今穂谷)	94	208	195	403	6	美平町	221	444	476	920	7
東山町	123	245	245	490	7	茶屋之町	205	401	470	871	9
打出塚ヶ丘町	248	574	529	1,103	4	大津町	251	508	551	1,059	3
打出親王塚町	269	586	599	1,185	7	公光町	210	416	468	884	23
大原町	557	1,138	1,281	2,419	30	山手町	156	304	353	657	8
打出稻町	143	316	346	656	1	東芦屋町	244	453	483	936	8
上宮川町	181	366	362	728	0	船戸町	352	675	783	1,458	14
打出春日町	311	609	687	1,296	2	松ノ内町	213	453	483	936	7
打出小植町	186	387	425	812	4	山芦屋町	233	441	519	960	7
宮塚町	184	391	423	814	6	西山町	376	798	857	1,655	11
打出東町	141	578	278	856	1	三條町	314	625	686	1,311	10
打出南宮町	464	1,789	1,015	2,804	18	月若町	156	322	357	679	0
打出若宮町	244	550	529	1,079	1	西芦屋町	189	386	431	817	7
打出浜町	217	595	514	1,109	48	三條南町	272	555	626	1,181	2
打出西藏町	230	650	449	1,099	1	前田町	224	483	472	955	7
宮川町	170	345	386	731	10	清水町	288	517	525	1,042	6
吳川町	318	722	662	1,384	5	川西町	170	299	342	641	6
鷹道町	151	282	327	609	3	津知町	167	379	361	740	4
竹園町	203	425	462	887	5	梁山	28	71	56	127	0
伊勢町	286	585	627	1,212	16						
浜芦屋町	168	836	824	660	1	計	9,785	21,500	21,449	42,949	343

各課だより

★上水市屋芦

都市文化の根源は道路を完備すると共に第一に衛生施設の完備であります。其の衛生施設の根幹での現在の実情は何う道であるかと言ふとある芦屋市上水市上水能力は

阪神上水道一日受水割当量
八二五〇立方米

計 九〇三〇立方米
であります。

昭和三年
一月二日
西元一九三八年正月二日

になります。

後者は一時的の費用ばかりませんが永久的に高価な受水料金を支払ねばなりません。

ふことは調査完了せねば解りませんが日下小野先生の指示に依り測量並地質調査等を実施中であります。

致しますと共に宜しく御批判と御声援の程御願い申上げます。(水道課)

兒童能祭

県童話劇祭は市内の各学校や子供会等が集つて歌や劇を楽しく愉快に一日を過すお祭りです。この十一月十九日（日）岩園小学校で第三回芸能祭が催されました。集るもの凡そ二千五百人 市長さんや教育委員さんの御挨拶のあと皆は大張り切りでバレー や歌 や劇に 日頃の練習の結果を十分に示し合いました。プログラムの三三を拾うと山中の合唱、精小のピアノソロ、芦高のバレエ、精中の劇その他のいづれも美事なできばえでした。（社会教育課）

★西宮競輪

会期は十二月一日から六日まで

(社会教育課)

重華堂藏書

十一月二十日尼崎市役所で第二回県下各市弘報事務連絡協議会が開かれ

た。近畿民事部ミハタ氏、近藤泉弘報課長始め県下十市弘報主管者參集、上記二氏の講演や各市の提案事項の協議等があつた。（企画課）

と美術協会主催の童美展は年々盛んとなつてゐる。

盛況に向つてくるが本年度は十一月二十八日締切つた所、応募総数二、三一

萬國工業全集五

ダントン）、須田剋太（国画会）等によつて審査の結果、水彩、クレパス

ポスター・カラーや等四六九点、油面、二
点、工作品五七点計二八点が入選と
なった。美術協会賞には神戸市立魚崎
小学校三年阪井義己君、又市長賞一五
さくら賞五四を定めた。

会期は十二月二日から六日まで
(社会教育課)

★西宮競輪
十一月十六日から十九日まで四日間
市営西宮競輪が行われたが、再開後最

理をして阪神上水道より能力一パイの三、六〇〇立方メートルの受水致しましたが、三条、山芦屋、山手、東芦屋、西山、東山、朝日ヶ丘、岩園其他高地全域に涉つて断水致しましたが当日は朝から降雨がありましたので一日丈けの断水で済んだのです。

当日の降雨が無かつたと致しますと全市の大半が断水状態となり一日四時間程度の時間給水をするより外に手はないので衛生上實に戦慄すべき状態となるのであります。

この状態に対処致しまして水道課と致しましては今春来施設の拡張問題を取り上げ貯水池工事の権威者元東京市水道局長小野基樹先生に基本調査を委託致しまして目下調査中であります。

方法としましては、市単独で貯水池を造り冬間の使用水量の少い時の水又は降雨量を貯水する方法、又阪神上水道より全面的に受水出来る様に交渉する事であります。前者は短期間に相手多額の費用を必要としますが施設が完備し起債を返してしまへば将来は水道でも順次検便をすることになつてお久的に非常に安価な原水が得られる事り、又各種予防啓蒙運動が行われた。

く発足しました。

会長に五味五兵衛氏、副会長に友金安太郎氏、西田虎太郎氏、幹事に阪口淳氏外七氏がそれぞれ就任されました。

五兵衛氏外七氏の発起人及び経済課商工係により準備を進め僅か二十日間で結成の運びになつたのであります。今後この工業会を新機軸として凡ゆる事業が計画、実施され、その活躍は本市の特殊工業発展の上に大きな期待がかけられております。特に最近の中小企業の行詰りを開拓するには、先づ融資問題を円滑に処理してゆくことが焦眉の急務であると思考されますので勢いこの問題が本会事業の焦点になると思います。

本市は從来から文化住宅地として発達してきました都市でありますので、工業には華々しい面がなく又その立地的悪条件からも大工業は当底望めないので、精密機械工業や、たとえスケールが小さくても本市の性格に相応しい工業を誘致すれば、その発展には余地があると思いますので、将来この方面に活路を求めてゆくべきだと思います。

あは

顧問及び委員は幹事会の決議により會長これを委嘱する

第十條 本会の事務を処理するため嘱託を置くことができる

第十一條 本会の会議は次の通りとし、会長これを招請する

総会、臨時総会、幹事会

総会は毎年四月これを開催する

第十二條 質員の任期は一ヶ年とする、但し再選を妨げない

第十三條 質員はすべて無報酬である

第十四條 本会の会計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十日を終るものとする

第十五條 本会の経費は左記を以て充てる
会費、補助金、寄附金

会費は別途定めるところにより年二回に分ち各埠区毎に徴収する

専特別の経費を必要とする場合はその都度会費をこれに分合する

又、本市多年の懸案であります商工會議所の設立問題も本会の結成によつて、必ずその氣運が昂まつたと云うわけ

あります。本年四月既に結成を見ております芦屋商店街連合会の活躍と相俟つて、商工会議所設立はそう遠くはないと思ひます。

尙、芦屋工業会の事務所は當分の間おります芦屋商店街連合会の活躍と相俟つて、商工会議所設立はそう遠くはないと思ひます。

あります芦屋市役所經濟課内に置かれます。

尚、芦屋工業会の事務所は當分の間あります芦屋市役所經濟課内に置かれます。

尚、芦屋工業会の事務所は當分の間あります芦屋市役所經濟課内に置かれます。

- 1 税務の振興に関する計画及び指導
- 2 税務問題に関する指導運営
- 3 融資に関する指導
- 4 土農經濟に関する調査研究
- 5 前各号の事業遂行上必要な経営指針並びに建議会議の開催、相互間の協力運営
- 6 会員は幹事会において選舉して、各地区的代表者として地区は小学校区を置位する
- 7 会員は幹事の互選によるものとし、副会長及び会計は幹事の指名によるものとする
- 8 第八條 会員は本会を代表し、会務を總理する
- 9 副会長は会長を補佐し、会長欠員のときはその職務を執行し、会長欠員のときはその職務を執行する
- 10 第九條 本会は顧問及び委員若干名を置くことができる

計二名

会員一名、副会長二名、幹事若干名、会員二名

会員は幹事会において選舉して、各地区的代表者として地区は小学校区を置位する

会員は幹事の互選によるものとし、副会長及び会計は幹事の指名によるものとする

第八條 会員は本会を代表し、会務を總理する

副会長は会長を補佐し、会長欠員のときはその職務を執行し、会長欠員のときはその職務を執行する

幹事及び会計は会長の指揮を受けて会務に從事する

第九條 本会は顧問及び委員若干名を置くことができる

会員は幹事会において選舉して、各地区的代表者として地区は小学校区を置位する

会員は幹事の互選によるものとし、副会長及び会計は幹事の指名によるものとする

第八條 会員は本会を代表し、会務を總理する

副会長は会長を補佐し、会長欠員のときはその職務を執行し、会長欠員のときはその職務を執行する

幹事及び会計は会長の指揮を受けて会務に從事する

第九條 本会は顧問及び委員若干名を置くことができる

芦屋文化住宅都市建設法案可決される

期し弘報係を始めとして税務、厚生、経済、社会教育等関係各課が連合して弘報車をもつて出動し、終日市内一円を巡回して市民に呼びかけ、この運動の趣旨徹底に努め協力の方を要望して夕刻帰宿した次第である。

十二月四日の衆議院本会議で芦屋国際文化住宅都市建設法案（議員提出）が可決された。統いて六日には参議院を通過成立を見るに至つた。来年行われる住民投票で賛成が過半数であれば、必ず本極りとなるわけである。

今国会開会以来上京して関係各方面に種々折衝陳情の運動に寧日なかつた市長、市議会議長その他の人々の涙ぐましい運動が漸く実を結んだものといふべく、わが芦屋市はこの法案の成立によつてその前途に洋々たる希望をもつことができるようになつたといふべきであつてまことに御同慶に堪えな

羅馬の夜

ゴットフリート・キンケル

なべての広場をこめて
夜は静かに眠り
月は晴夜を
隈なく照らす

◆
いにしえの羅馬　今の羅馬
ともに死の如く静まり
サンペテロ寺の
巨人の夜警もまどろむ

◆
たゞ泉水の音のみ奇しくも
おちこちにひゞき
眠りの耳に入りて
快よげに消えゆく

心底より古き悩みの
かすかにうづく

さやけき月の光の中に
過去は遙けくも霞みて（西田訳）

一九五〇年もいよいよ押
しつまつて残り少なにな
つた。この一年を顧りみ
て頑張ろう。
◆
ると今年は多事多難の年
だつたとの感が深い。禍
は転じて福となし、福は
ます／＼大福となる様、われ／＼は皆
で努力していきたいものである。

◆
本号掲載の「ハガキ回答」は各方面
から続々寄せられ市民各位の熱意の程
にいたく胸打たれるものがある。建設
的な種々の御高見はやがてそれぞれの
形を具えることとなるのを期待してい
る。各位もこれを機縁にをりにふれわ
れ／＼を御鞭撻されんことをお願ひす
る。

あしや

第十二号
価十円

毎月一回発行

昭和二十五年十二月十日印刷

昭和二十五年十二月三十日發行

編集人　西田　増蔵
　　发行人　猿丸　吉左門

大阪市北区堂島上一ノ二五
　　印刷所　大阪高達印刷株式會社

発行所　芦屋市役所

芦屋市精道町九三

この編集後記を書いているとき、法

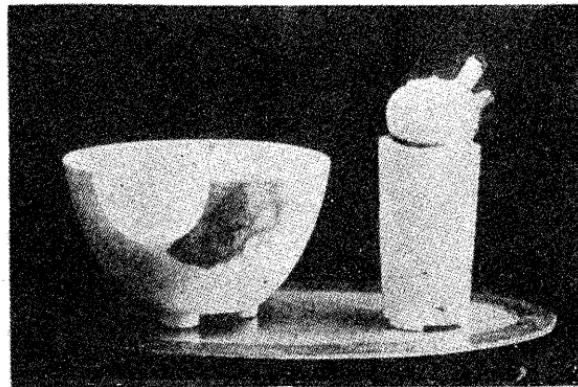
案の參議院通過の報に接した。序内一

帶にも喜びの色が溢れるのが見られ



作品の飾り付けに忙しい
童美展会場風景

昭和二十五年十二月二十日発行
芦屋市弘報



美術陶器

煎・抹茶器

花瓶・香炉

打出春日町七

打出燒窯元

阪口砂山

電話芦屋二〇三三番